

6資料 ③ 3-1
御舟入堀と接続水域の放置艇資料

平成32年までに国の定める「放置艇」ゼロへ向けた取り組みは復興工事が進み放置艇が再び増加し続けているので早急な対応が必要です。

「放置艇」: 法の裏付けのない場所に係留されている船舶（沈廃船を含む）、津波によって一掃された放置艇は再び増加傾向にある大変な事態です。



①



H22年4月

①



H22年4月

①



H22年4月

⑦



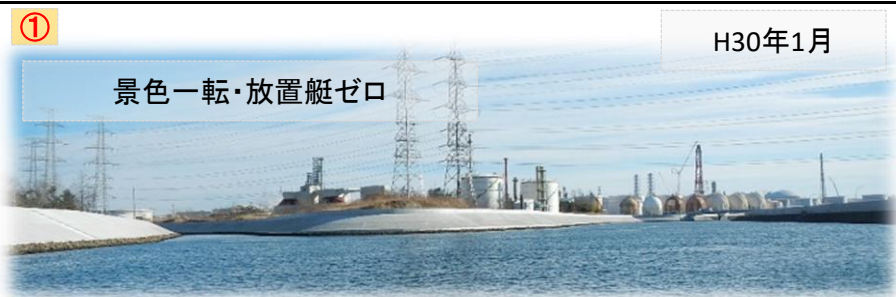
H22年4月

④



H22年4月

①



H30年1月

①



H30年1月

②



H30年1月

③



H30年1月

⑤



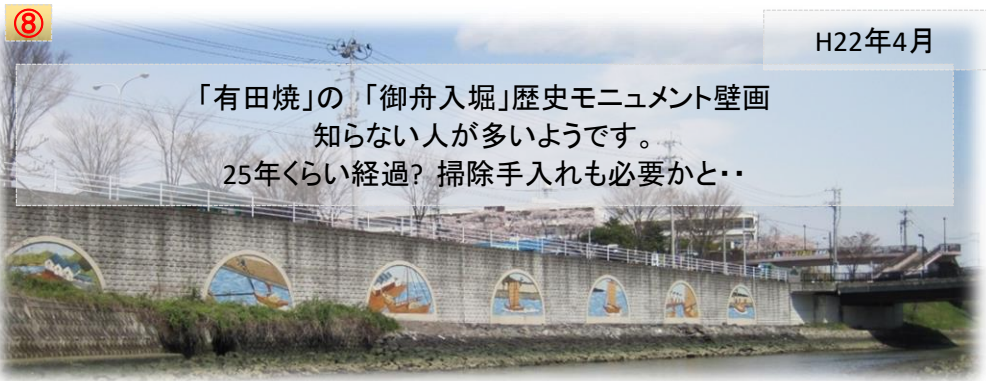
H30年1月

⑥



H30年1月

⑧



H22年4月

6資料③ 3-2

御舟入堀と接続水域の放置艇資料

放置艇対策上の海面・水面占用許可は、係留施設等の構築物設置に対して、景観阻害・悪化とならない基準が必要です。

放置艇は、沈廃船を生む・景観を悪化させる。公有水面・接続域の私物化・違法駐車・近隣住民への迷惑行為・流水阻害等、様々な問題が起こります。



H22年4月



H30年1月



H22年4月



H30年1月



H22年4月



H30年1月

法の裏付けの基、景観配慮の棧橋予定域



H22年4月



H30年1月

右の七ヶ浜側放置艇ゼロ確認・今後不安



H22年4月

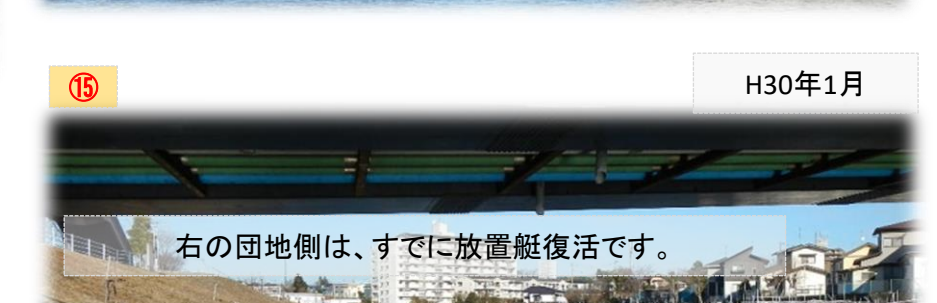


H30年1月

たくさんの放置艇復活・地域の悩みの種区域



H22年4月



H30年1月

右の団地側は、すでに放置艇復活です。

左側は、私物化目的の単管パイプ差し込域確認

6資料③ 3-3

御舟入堀と接続水域の放置艇資料

放置艇対策は、放置する者が法令違反をしているということを明確に感じることができて、誰がみても違反と判断できる、規制の情報公開が必要です。

御舟入堀・接続水域は、堀の利活用に沿った占用許可のもと明確な管理運営が必要で、それは情報公開とエリアへの掲示も必要です。

小型船舶の係留は、適切な規模・施設・利用により、景観の創出、地域の活性化・地域の魅力アップ・水辺の癒しも生み出します。



H22年4月



H30年1月

きれいさっぱり嬉しいエリアです。



H22年4月



H30年1月

何も無いのも景観です。



H22年4月



H30年1月

漁船とPボート混在地区 ??



H22年4月



H30年1月

左は、県のPBS 右はすっきりゼロです。



H22年4月



H30年1月

左は、県のPBS 右はすっきりです。

左は、放置艇・沈没船がすでに出ている。



このような事例がたくさん想定される

H22年4月



H22年4月



H30年1月

漁船とPボート混在地区 ??